

「郢曲與巴音」と「嬋歌」の間——『文選』との比較を中心に——

加藤 有子

はじめに

近年、私は川勝義雄氏著『魏晉南北朝』^(注1)を愛読し、何度も読み返している。その度、確認させられるのが、中国における「異民族」の問題である。一般に「中華思想」と呼ばれる考え方もあるが、古代から中国では「中央」と「周辺」、その時の「中心民族」とそれに対する「異民族」の意識が非常に強い。単に史書などを読んでいてもそれは明白にわかることである。

本稿でとりあげる『懷風藻』を考える上でも、そのような基本知識は重要となってくる。古代日本において、やまとことばを漢字・漢文化する段階で「中央」と「東夷」「西戎」、または「都」と「鄙(夷)」などの表現方法や表記も、中国の文献を参考にしたのは当然である。山田三方詩序に見られる「郢曲與巴音」という表現も、それらを念頭に考察し

てみたい。

「郢」とは楚の都、「巴」とは現在の四川省巴県地方のこと
で、どちらも中国の「中央」からは「周辺」地域と認識されていた。その「巴」の西南外には現在の雲南省や貴州省などがある。中国では古くから「西南夷歌」といわれた歌もあり、現在も「対歌」などの歌垣が行われている地域である。「巴」とその西南外は古代日本文学を研究する上では非常に興味深い地域と言えるだろう。

本稿では、古代日本人が読んでいたとされる『文選』との比較を中心に、『懷風藻』山田三方の詩序に見られる「巴音」を考えたい。またその調査から導かれた「巴」「夷」「嬋」の語のつながりについても考えを示したいと思う。

一、「郢曲與巴音」と『文選』

まず、最初に『懷風藻』山田三方の詩序をあげる。

五言。秋日於長王宅宴新羅客。一首。并序。

君王以敬愛之冲衿。廣闢琴樽之賞。使人承敦厚之榮命。欣戴鳳鸞之儀。於是琳瑯滿目。蘿薜充筵。玉俎離華。列星光於煙幕。珍羞錯味。分綺色於霞帷。羽爵騰飛。混賓主於浮蟻。清談振發。忘貴賤於窓雞。歌臺落塵。郢曲與巴音雜響。笑林開鬢。珠輝共霞影相依。于時露凝凝曼序。風轉商郊。寒蟬唱而柳葉飄。霜隴度而蘆花落。小山丹桂。流彩別愁之篇。長坂紫蘭。散馥同心之翼。日云暮矣。月將除焉。醉我以五千之文。既舞踏於飽德之地。博我以三日之什。且狂簡於絃志之場。請寫西園之遊。兼陳南浦之送。含毫振藻。式贊高風云爾。

この詩序は、辰巳『全注釈』によると、長屋王が養老四年秋に来朝した新羅使を招いた際のものである。全体として宴の様子を表現したのだが、宴をほめる叙述が繰り返されている。そのうち傍線部「郢曲與巴音雜響」は、宴での歌曲を表現した部分である。

この「郢曲與巴音雜響」の諸注の訳をみると、釋清譚『新釈』では「郢曲即ち高尚の曲、巴音即ち下品の歌」とあり、林『新註』はこれを受けている。杉本『懷風藻』は「雅俗とりまじへた音曲」。小島大系では「俗曲俗歌が入り雑って響く」、江口『懷風藻』もこれを受ける。また、辰巳『全注釈』

では訳を「外人の郢の人の歌や巴の人の歌が混じり合っ
て響いている」としている。また、語釈として最も詳しいのは林『新註』が、

郢の地方の人は、音楽が上手で善く歌ふといふことである。(『文選』の引用一省略)と『文選』の宋玉の「對楚王問」にある。これから、高尚な上等の音楽を郢曲といふ。郢は戰國楚の都、今の湖北省江陵の附近。巴は、今の四川省の一部。巴人の卑属なるをもて、俗調を巴調といふ。日本の平安期の郢曲といふのは、また別で一種のうたひものであるが、巴と郢とを取りちがへたと見えて、俗曲風のもを郢曲といふ。

とするものだろう。また、辰巳『全注釈』では、

郢曲は中国楚の国の都の俗謡。鮑明遠集「玩月城西門解中」に「郢曲發陽春」とある。巴は中国巴の人の歌う俗謡。箋註は「劉向新序、宋玉對楚王(中略)をあげ、
「楚都郢中之曲与巴音合奏」といふ。

とある。これらの解釈がどこから導かれるのか。まず、『大漢和』によると、「郢曲」は、

郢の樂曲。郢は楚の地。轉じて、いやしい音楽。はやりうた。俗曲。俗歌。郢聲。

とし、用例として宋玉の「對楚王問」と鮑照の「翫月城西門解中詩」をあげている。また、項目として「巴音」はない。よって類語で、その意味を推測すると、「巴歌」は「巴蜀地方の歌。巴調をみよ」とあり、「巴調」は、

巴人の謠ふ歌の調子。巴は今の四川省巴縣。轉じて、俗歌。俗曲。又、自作の詩文の謙稱。巴人調。

とある。このような『大漢和』の「郢曲」や「巴歌」「巴調」と諸注の解釈を比較すると、釋清譚『新釈』以下の「郢曲即ち高尚の曲」は『大漢和』「郢曲」の「いやしい音楽」とは真逆な解釈。小島大系・江口『懷風藻』の「俗曲俗謡」は『大漢和』に近い。また、小島大系は更に補注で「その地方の歌曲は卑俗下品なものとみなされていた」と加えている。更に、諸注の指摘する用例も再考したい。まず、「郢曲」に関して、論旨の都合上、辰巳『全注釈』の指摘する、鮑明遠の「玩月城西門解中」を『文選』「詩已・雜詩下」から示す（小文字の部分に注。以下の引用では説明を省く）。

客游厭苦辛。仕子倦飄塵。（注を略す）休澣自公日。宴慰及私辰。（注を略す）蜀琴抽白雪。郢曲發陽春。

相如工琴而處蜀。故曰蜀琴。客歌郢中。故稱郢曲也。宋玉笛賦曰。師曠將為白雪之曲也。又對問曰。客有歌於郢中者。其為陽春白雪。國中屬而和者不過數人。

この詩は月下、旅中の官舎で友と酒を飲みながら作った詩である。引用した注にもみえるように「蜀琴抽白雪」は司馬相如の故事を、「郢曲發陽春」では劉向の「新序」「對楚王問」の故事を踏まえている。「郢曲發陽春」は「また彼の郢中の客の歌ったような陽春の名曲を歌う」と解釈される。また『大漢和』では「郢客唱陽春」と項目をあげ、

卑俗な音曲に馴れてゐる郢の人の間で高尚な陽春の曲を歌ふこと。高雅のものが卑俗の間に容れられぬ喩。

とし、「對楚王問」を用例として示す。よく用いられる語らしい。中国ではこの鮑明遠「玩月城西門解中」の「郢曲發陽春」や「郢客唱陽春」などのように、「郢曲」「郢客」は「陽春」を歌うという類型表現があるらしい。

また、更にこの「郢曲發陽春」「郢客唱陽春」などの語の源流である「對楚王問」に遡って考えてみたい。「對楚王問」は『箋註』の指摘する『新序』の後に、林『新註』の指摘す

る『文選』にも収録されている。(注を略す)

「對楚王問」宋玉

宋玉對曰。唯。然。有之。願大王寬其罪。使得畢其辭。

客有歌於郢中者。其始曰下里巴人。國中屬而和者數千人。其爲陽阿薤露。國中屬而和者數百人。其爲陽春白雪。國中屬而和者不過數十人。引商刻羽。雜以流徵。國中屬而和者。不過數人而已。是其曲彌高。其和彌寡。故鳥有鳳而魚有鯤。鳳皇上擊九千里。絕雲霓。負蒼天。翱翔乎杳冥之上。夫蕃籬之鷄。豈能與之料天地之高哉。鯤魚朝發崑崙之墟。暴鬣於碣石。暮宿於孟諸。夫尺澤之鯢。豈能與之量江海之大哉。故非獨鳥有鳳而魚有鯢也。士亦有之。夫聖人瑰意琦行。超然獨處。夫世俗之民。又安知臣之所爲哉。

右の傍線部では、楚の都である「郢」で歌う「下里」「巴人」という曲が、他の歌曲に比べて最も「続けて和する者」が多かったとしている。それに対し、前述した「陽春」という歌は、「下里」「巴人」と対比して最も「続けて和する者」が少なかった歌であり、より「高尚」な歌と解されている。

この「巴人」とは『大漢和』によると「巴人の謠ふ歌の調子」や「俗歌」「俗曲」であるという。また「楚の俗謡」とも解される。

ところで、この宋玉の「對楚王問」は前述の鮑明遠「玩月城西門解中」だけが下敷きになっているだけではない。『文選』の他の詩賦にも「巴人」は「對楚王問」を元に表現されている。

ア、馬季長「長笛賦」并序（賦壬）音樂下）

中取度於白雪淥水。下采制於延露巴人。

淮南子曰。歌采菱。發陽阿。鄙人聽之。不若延露以和。宋玉對問曰。客有歌於郢中者。其始曰下里巴人。

イ、嵇叔「琴賦」并序（賦壬）音樂下）

進南荆。發西秦。（注は略す）紹陵陽。度巴人。

宋玉對問曰。既而曰陵陽白雪。國中唱而和之者彌寡。然集所載。與文選不同。各隨所用而引之。又對曰。客有歌於郢中者。始曰巴人。

ウ、張景陽「雜詩十首」（詩巴）雜詩上）

不見郢中歌。能否居然別。陽春無和者。巴人皆下節。

宋玉對問曰。客有歌於郢中者。其始曰下里巴人。國中屬而和者數千人。

其爲陽春白雪。國中屬而和者不過數十人。是其曲彌高者。其和彌寡。尹文字曰。形之與名。居然別矣。楚辭曰。攬騁響而下節。

エ、陳孔璋「答東阿王牋」（彈事 牋 奏記）牋）

夫聽白雪之音。觀淥水之節。然後東野巴人。蚩鄙益著。

宋玉賦曰。臣援琴而鼓之。爲幽蘭白雪之曲。淮南子曰。手會淥水之趨。高誘曰。淥水。古詩也。東野。下里之音也。宋玉對問曰。客有歌於郢中者。其始曰下里巴人也。

右にあげたア、エまでの「巴人」の用い方として、アでは「上中下」の「下」の樂として位置づけている。イでは様々な曲の一つとして最後にあげている。ウでは「賢愚を識別するものが、まれであること」のたとえとして「陽春」と対比をして用いている。エでは、曹植の文をたたえ、自分のことを卑下するために用いられている。

また、右に引用したように、ア、エに登場する「巴人」の注には全て宋玉の「對楚王問」が引用されている。古代日本人が読んでいた『文選』も時代的に見て注があるものであつたはずである。そこから考えると、『文選』の詩を学んでも賦を学んでも、度々「對楚王問」の引用を目にしたはずである。「巴人」と言えば宋玉の「對楚王問」が根底にあるといつた認識があつたように見受けられる。これは『懷風藻』の「郢曲與巴音」を考える上でも重要になってくるだろう。

先に述べたように『懷風藻』詩序の「郢曲與巴音雜響」の「郢曲」とは楚の都の曲である。鮑明遠「玩月城西門解中」などに見られる慣用的用法から考えると「陽春」のような「高尚な歌」を指す場合も考えられる。

ここから考えると、釋清譚『新釋』が「郢曲即ち高尚の曲」と注するのが納得させられる。それに対して『大漢和』の「郢曲」を「いやしい歌」とするのは中国の「中央」の側からの解釈だろう。「中央」から見ると「郢」は「一地方」の

都にすぎないからである。

長屋王宅のある日本の「中央」も、中国の「中央」から見れば「一地方」国の都市にしかすぎず、「いやしい」という見方もないわけではない。しかし『懷風藻』の宴詩の性格上、ことほぐ・宴をほめる内容の詩や詩序が一般的である。そこから考えても「郢曲」とは慣用的に用いられる「陽春」のような歌であってもよいだろう。それに対する「巴音」は『文選』にも数例見られる「巴人」という歌が源流となる。

辰巳『全注釈』では鮑明遠詩の「郢曲発陽春」をあげ、かつ『箋註』の「對楚王問」も間接的に引用しながら「外人の郢の人の歌や巴の人の歌が混じり合つて響いている」と解釈する。古代日本の都において、中国の中でもはるか西南の「一地方」都市の都の「郢」や「巴」の人の歌をわざわざ選んで、宴で奏でていると解釈する場合、更に深い背景を考えたくなる。難解である。

稿者は解釈に関しては小島大系以降の近注よりもむしろ釋清譚『新釈』から林『新註』、杉本『懷風藻』までに戻るべきだと考える。

本節では『懷風藻』山田三方の詩序にある「郢曲與巴音」を考察した。「郢曲與巴音」は『箋註』から現在までに指摘され続ける宋玉の「對楚王問」を念頭に記された表現である。それを再考するために、『文選』所収の用例をあげて考察をした。また山田三方が「郢曲」としたのは鮑明遠「玩月城西

門解中」の「郢曲發陽春」を参考にしたのだろう。

しかし、山田三方は「對楚王問」や『文選』によく用いられる「巴人」をそのまま使わずに「巴音」と表現した。「巴音」は中国でも用例が確認できない、珍しい語である。山田三方には理由があったはずである。

次節では「巴音」を考えるために、前掲「巴人」も含める「巴」についても少し考えてみることにする。

二、「巴音」と「嬋歌」

「巴音」は、宋玉「對楚王問」に見られる「巴人」から生まれた表現であることは前述した。しかし「巴人」ではなく「巴音」と表現した際、「巴音」はもっと広い範囲の「巴」の「音」が解釈として許されることになる。山田三方の考えた「巴音」とはどのような「音」であったろうか。

「巴」地方の歴史と文化に関しては中林史朗著『中国中世四川地方史論集』³⁶⁾などにも詳しいし、『文選』を中心にして考えるなら、司馬相如の「喻巴蜀檄」や左太冲「蜀都賦」などにも古代の「巴」のあり方がうかがえるが、本稿では紙幅の都合上「巴」の「音」に限定して述べたい。

『文選』での「巴」の歌と言えば、前節にてあげた「巴人」の数例の他に、左太冲の「魏都賦」の注があげられる。該当部のみ引用する。

「魏都賦」 左太冲

或魑直追髻而左言。或鏤膚而鑽髮。或明發而嬋歌。或浮泳而卒歲。
楊雄蜀記曰、蜀之先代、人椎結左語、不曉文字、嬋謠歌、巴土人歌也、何晏曰、巴子謠歌、相引牽連手而跳歌也。

（『文選』賦丙・京都下）

この「魏都賦」の当該箇所前後は、蜀や呉の人々が獸と同じ巢や穴に住んでいると始まり、それ以下も呉蜀の地を蔑視した表現が続く中にある。そのような「地方」の風習として「嬋歌」はあげられている。これは新釈漢文大系では「蜀では夜が明けるまで跳ね踊る風習があり」と解釈されている。しかし、古代日本人が目にしたであろう注から見ると「嬋謠歌、巴土人歌也」「巴子謠歌（中略）跳歌也」と引用している。「嬋」は単に「跳ね踊る」だけでなく、「歌」の認識も強かったはずである。

また、「魏都賦」では冒頭部分から「蓋音有楚夏者、土風之乖也」（言語には南方と中華の差があり、地方の風俗が異なる）などと始まり、非常に「中央」（魏）と「地方」（呉・蜀）を意識した文章からはじまる。「魏都賦」から見る「嬋歌」は、「中央」に対する「地方」の、その「地方」色が顕著な「歌」をめぐる風習として理解されていたと考えられる。右の「魏都賦」は従来より『万葉集』や『風土記』に見られる「嬋歌」の語を考える上で重要資料とされる資料であり、

諸氏の指摘に詳しい。^(注)「耀」という語の使用例は中国・日本ともに非常に少ない。唐までの中国の文献の本文に用いられる例は管見にして二例、注に一例である(字書などを除く)。うち一例が右の『文選』「魏都賦」である。

夙に小島憲之氏などが度々述べるように『文選』は古代日本人にかなり読まれてきた書物である。山田三方も当然読んでいただろう。山田三方は「耀歌」の背景に、「巴土人歌」や「巴子謳歌」の注があることは周知であったろうか。「巴音」にこの「耀歌」も含むこともあるだろうか。その場合、詩序の「宴」という場をどう考えるべきか。

また、中国の「耀歌」という表記に關してもう少し考えてみよう。この「耀歌」という表記は『後漢書』の注にも見られる。例示しよう。

魏青龍二年三月庚寅，山陽公薨。自遜位至薨，十有四年，年五十四，諡孝獻皇帝。八月壬申，以漢天子禮儀葬于禪陵，「二」續漢書曰：「天子葬，太僕駕四輪駟爲寶車，大練爲屋幟。中黃門、虎賁各二十人執紼。司空擇土造穿，太史卜日，將作作黃腸、題湊、便房，如禮。大駕，大僕御。方相氏黃金四目，蒙熊皮，玄衣朱裳，執戈揚楯，立乘四馬先驅。旂長三刃，十有二旒曳地，晝日、月、升龍。書旛曰『天子之柩』。謁者二人，立乘六馬爲次。

太常跪(目)哭，(目)十五舉音，止哭。晝漏上(水)，請發。司徒、河南尹先引車轉，太常曰請拜送。車著白絲三糾，綿長三十丈，圍七寸；六

行，行五十人。公卿已下子弟凡三百人，皆素幟，委貌冠，衣素裳，挽。校尉三(百)人，皆赤幟，不冠，持幢幡，皆銜枚。羽林孤兒，巴俞耀歌者六十人，爲六列。司馬八人，執鐸。至陵兩湊門，司徒跪請就下房，都導東園武士奉入房，執事下明器，太祝進禮獻。司空將校復土。」

〔後漢書〕本紀・卷九・孝獻帝・魏青龍二年〕
右は「天子の葬」に關して述べた内容である。傍線部「巴俞耀歌」に關して、吉川忠夫訓注『後漢書』によると「巴俞の耀歌(巴蜀地方の民歌)する者」と解釈し、渡邊義浩他『全釋後漢書』では「巴渝の耀り歌ふ者」とする。稿者は「巴」「俞」はその地方のことだろうと考える。ちなみに、『後漢書』「禮儀志下」大喪では、「巴渝耀歌」とあり、注に「古樂府有耀歌行」とある。

ところで、この「巴俞」という語は『大漢和』によれば、巴渝地方の舞の名。渝は又、俞に作る。又、俞兒舞ともいふ。巴は四川省巴縣地方。渝は湖北省の渝水。

という解釈をする。「巴渝舞」である。『文選』で言えば司馬長卿「上林賦」の「巴渝宋蔡」の注に、

郭璞曰：巴西閬中有渝水。獠居其上。皆剛勇好舞。初高祖募取，以平三秦。後使樂府習之。因名巴渝舞也。

とあり、史書では『漢書』『西域伝』や『後漢書』『南蛮西南夷列伝』などに詳しい。この「巴渝」と呼ばれる歌舞も山田三方の「巴音」に含めて考えられるのであろうか。

ちなみに、曹咏梅「耀歌と歌垣―東アジアの歌掛け文化」では、この「巴俞」に関して詳細に調査されており、現在の民間歌舞の「擺手舞」がそれであつたという。

また、更に唐までの資料をみると「巴渝舞」のおそらく別表現として「巴舞」という表現もある。『後漢書』の「南蠻西南夷列傳」西南夷・白馬氏には「夷歌巴舞殊音異節之技、列倡於外明」とある。

前掲の『後漢書』『孝獻帝紀』の注では「巴俞」「耀歌」とあるが、この「南蠻西南夷列伝」では「夷歌」「巴舞」が並列である。「耀歌」と「夷歌」はどうような関係だろうか。

「耀」と「夷歌」が記される例としては、『大正新脩大藏經』所収『集古今佛道論衡』（唐・道宣撰）「上在東都令洛邑僧靜泰與道士李榮對論第五」（以下「對論第五」と略す）に、

靜泰云。夷歌耀曲自謂成章。鳥韻左言用閉音賞。

とある。中国の唐までの本文に「耀」と用いられるのは『文選』とこの例のみである。この「對論第五」は前後の文からも『文選』の影響が顕著な文章である。おそらく、右の引用

部分も『文選』『魏都賦』の影響を受けたものと思われる。ここで、これまで見てきた用例に見える「巴」周辺の用例を端的に示すと、

- ・「懷風藻」「秋日長宅宅」……………「郢曲」「巴音」
- ・「新序」『文選』「對楚王問」……………「歌於郢」「巴人」
- ・「後漢書」『南蠻西南夷列傳』……………「夷歌」「巴舞」
- ・「後漢書」『孝獻帝紀』注……………「巴俞」「耀歌」
- ・「文選」『魏都賦』注……………「耀」「巴土人歌」
- ・「古今仏道論衡」『對論第五』……………「夷歌」「耀曲」

となる。右では、「郢」と「巴」、「巴」と「夷」、「巴」と「耀」、「夷」と「耀」が抽出される。

「郢」と「巴」と「夷」はいずれも中国「中央」に対する「周辺」地方・諸国である。また、「夷」とは我々日本や朝鮮半島も含まれる。それらの語と「耀」は並列に用いられている点に稿者は非常に興味を引かれた。

『懷風藻』の詩序にみられる「巴音」をひろく考える上で、古代の「巴」の地方の音を探っていくと、大別して三種類あると見ることが出来る。一例目は前節で示した『文選』などに多くみられる「巴人」という歌。そして二例目が「巴渝」「巴舞」などと呼ばれる歌舞。『文選』の注を読むかぎり、「巴人」と「巴渝」とは別に受け取られる。もう一例に「耀

歌(曲)の存在である。そのうち、「巴渝」と「耀歌」に関しては、前述の曹咏梅氏が、

このように「耀歌」は巴渝の民間歌舞であったと考えられる。巴渝舞というのは漢の人に呼ばれた名称で、本来の巴渝の民間歌舞は何晏が「相引牽連手而跳歌」というように、手を取り合いながら踊る歌舞であろう。『玉篇』に「耀、往来貌」とあることから、漢語の「耀歌」は本来歌を掛け合うこと、あるいは歌いながら往来する意味であった。

とするが、稿者は必ずしも「巴渝」と「耀歌」も古代において同一であったか疑問視している。

また、「耀(曲)」が「夷歌」と並記される点も注目したい。中国において「夷」の「歌」はどのようにとらえられていたのであろうか。古代日本の「夷振」なども連想して興味深い。本節では、「巴音」とはどのようなものであったかという可能性を考えてみた。そこで「巴」の「音」と呼べるだろう歌には「巴人」「巴渝」「耀歌(曲)」などがあることがわかった。山田三方の表現した「巴音」の背景を探るべく、次節では「夷歌」について考えてみたい。

三、「夷歌」と「耀歌」

前節では、『懐風藻』山田三方の詩序に見られる「郢曲與巴音」のうち「巴」の「音」を探ってゆくと、「巴」と「夷」「巴」と「耀」、「夷」と「耀」の語のつながりが抽出された。この「巴」と「夷」はいずれも中国の「中心」からみた「周辺」地方・「周辺」諸国である。

『大漢和』では「夷歌」とは「えびすの歌」とされ、前述『後漢書』「西南夷傳論」と左氏の「蜀都賦」と杜甫の詩の用例をあげる。

前述した用例を含め、唐までの正史において「夷歌」は七例ほどある。それほど多く用いられる語とは言えない。

うち『南齊書』「樂志三」に見られる例は「雩祭歌辭」の「歌青帝」という歌で、「女夷歌、東皇集」といった用例である。「樂府詩集」にも収められている。その他の例は、

- 1 「夷歌巴舞殊音異節之技、列倡於外明」
〔後漢書〕「南蠻西南夷列傳」 白馬氏
- 2 「固以胡越欽風、戎夷歌德」〔晉書〕「載記」 石勒上
- 3 「椎髻鬢首、夷歌請吏」〔梁書〕「武帝本紀」 蕭衍上
- 4 「南史」「梁本紀上」 武帝・蕭衍上にも同文
- 5 「然方樂之制及四夷歌舞、稍増列于太樂」
〔魏書〕「樂志五」

6 「北懷戎款，南獻夷歌」

〔南齊書〕「武帝本紀・蹟」・永明十一年

1は前節で少し触れた。2「戎夷歌德」、5「四夷歌舞」、6

「南獻夷歌」は「周辺諸国にも政治が及んでいる」ことを表現するための文と解せる。「中央」で「夷」が「歌」を献ずるのである。3「椎髻鬢首，夷歌請吏」は「夷」の髪型を表し、「夷歌」が続いて記されるが、稿者はここに『文選』「魏都賦」の「或魑鬢而左言，或鏤膚而鑽髮。或明發而耀歌」を思い起こす。どちらも「中央」から「地方」の人々を見て容姿とその歌について述べたものである。

また、『文選』では、注も含め三例ほど「夷歌」の使用例が見られる。

7、左太冲「蜀都賦」（賦乙・京都中）

陪以白狼。夷歌成章。

江水出岷山也。白狼夷在漢壽西界。漢明帝時，作詩三章以頌漢德。益州刺史宋輔驛傳其詩奏之。語在輔傳也。

8、司馬長卿「上林賦」（賦丁・畋獵中）

巴渝宋蔡。淮南于遮。（注を略す）文成顛歌。

文類曰。文成。遼西縣名也。其縣人善歌。顛。益州顛縣。其人能作西南夷歌也。顛與瀛同也。

9、沈休文「齊故安陸昭王碑文」（碑文下 墓誌）

椎髻鬢首。日拜門闕。（注を略す）卉服滿塗。夷歌成韻。

尚書曰。島夷卉服。蜀都賦曰。夷歌成章。范曄後漢書曰。益州刺史宋輔上疏曰。白狼王唐敢等。慕化歸義。作詩三章也。

8では注に「顛」の国の人が「西南夷歌をよく作る」とある。ちなみに『大漢和』によると『後漢書』以下に見られる「西南夷」とは、

漢代、巴蜀西南外の蠻夷。今の雲南省、及び四川省南境、貴州省西南境は皆漢代西南夷の居つた所地。

であるという。「巴」より「西南外」である。稿者は「西南外」の歌を想像するに、現在の中国で行われている雲南の少数民族の歌や「对歌」（歌垣）の様を思い出すことになった。この8の本文には前節にて述べた「巴渝」（巴渝舞）の記述もある。

9の「椎髻鬢首」（中略）夷歌成韻」も3の「椎髻鬢首。夷歌請吏」や前述『文選』「魏都賦」などを想起させる。本文の前部に「望德如歸」とあり、注に「慕化歸義」とあることから、「夷狄の歌声が公に捧げられた」と解釈される。

7の「蜀都賦」では蜀の更に「地方」である「夷」に関して述べた部分である。引用文の前には「巴渝舞」に関する記述があり、それにつづく文章である。「夷歌成章」は注にも

見られるように、「漢を賛えた三章の詩となっている」と解釈されている。この「夷歌成章」は『芸文類聚』に二例ほどある。

10 北齊・邢子才「文宣帝論議」(帝王部四・北齊文宣帝)

臨瀚海以浴兵 登天山而繼馬 左鑿右拂 夷歌成章

11 梁・任昉「丞相長沙宣武王碑」(職官部一・丞相)

將空漠南之地 加以廣平簡惠 信賞必罰 增賫就賦 夷歌成章

10には「瀚海」「天山」とあり、西域を指すか。11には「漠南」(モンゴル高原以南)という表現がある。辺境にて歌が歌われるという用例である。

右に示した『文選』から『芸文類聚』までの用例をみていくと、「夷歌成章(韻)」という類型がある。多くが「中央」の側から「夷」が「中央」に帰属する意味で、「歌」が用いられていると言える。

また『全唐詩』にも十一例ほど「夷歌」の用例がある。うち、杜甫までの用例を示す。

(1) 蘇摩遮「雜曲歌辭」

……「繡裝帕額寶花冠，夷歌騎舞借人看」

(2) 宋之問「送楊六望赴金水」

……「勿以西南遠，夷歌寢盛容」

(3) 張說「南中送北使」一首

……「夷歌翻下淚，蘆酒未消愁」

(4) 張說「蘇摩遮五首」……「夷歌騎舞借人看」

(5) 杜甫「雨二首」……「漁艇息悠悠，夷歌負樵客」

(6) 杜甫「送楊六判官使西蕃」……「邊酒排金醴，夷歌捧玉盤」

(7) 杜甫「閣夜」……「夷歌數處起漁樵」

いずれも、異国(地方)情緒を詠む例が多い。また、詩には「夷歌成章」という類型は現れてこない。

更に、仏教周辺の文献には、前節で示した『集古今佛道論衡』「對論第五」の、

靜泰云。夷歌耀曲自謂成章。鳥韻左言閑音賞。

がある。この用例は本節で示してきた「夷歌」の用例全体からみていくと珍しいと言える。『文選』や『芸文類聚』などに見られる「夷歌成章」をここでは「夷歌」と「耀曲」が「自謂成章」と表現している。これも『文選』以下の類型から作られた表現だろう。それらの類型の解釈から考えると「耀曲」の背景も、「中央」から見て、「地方」(夷)が「中央」に歌を捧げる、つまり「服従する」という意味が含まれている。

るともいえる。また、あくまでも「中央」がそう表現するのであって、歌う「夷」の側の問題ではない。

この「對論第五」では前後の文脈上も『文選』の影響が非常に強く見受けられる。この「夷歌嬋曲」の用例も、おそらく日本の『文選』受容文化と並行していた、唐の初頭頃の『文選』受容の一例だと言えよう。

前節で述べたように、『文選』「魏都賦」の「嬋歌」も、いわば服従側の蜀の蛮習として表現されている。日本での「嬋歌」の表記が、『万葉集』「風土記」などの「常陸国」の歌に集中するのは、背後にそのような「中央」から「夷」を表現するようなニュアンスを含め持つように思えてならない。

「嬋歌」はひなの習俗といった感じだろうか。

「巴音」も、地方の都の曲である「郢曲」との対比として、更に「ひな」の音曲という解釈も可能ではないかとさえ、考えるところである。

おわりに

本稿では『懷風藻』山田三方の詩序にある「郢曲與巴音雜響」の、主に「巴音」をめぐって考察してみた。

第一節では、『懷風藻』の注釈などの諸説を再考した。諸注の指摘する宋玉の「對楚王問」の「郢中」において歌われた歌曲の一つ「巴人」を参考にしたとする解釈で問題はない。それを『文選』に数例ある「巴人」あり方から考えて

みた。

第二節では、「巴人」ではなく「巴音」とは何か、という問題を考えるために、『文選』「魏都賦」の「嬋歌」の注「巴土人歌」「巴子謳歌」にも目を向けてみた。また、巴の歌舞には「巴渝舞」などと呼ばれる歌舞もある。『懷風藻』山田三方の考えた「巴音」とはいったいどのようなものであったのか、混沌としてくる。

第三節では、第二節で示した「巴」「夷」「嬋」という語の関連から、「夷歌」という語に注目した。多くが慣用的な用法と言える。「對論第五」の「夷歌嬋曲」もその一例とみられる。

山田三方の表現した「巴音」という語は、古代日本人々が巴蜀の歌や西南夷歌などに対して興味を持っていたことがわかる断片だろう。

また、本稿では「嬋歌」という語の、表記のレベルでしか論じてこなかった。当然、「うたがき」の解釈としては不十分だと言える。「踏歌」の問題も含め、今後の大きな課題となった。

〈注〉

※『懷風藻』の本文は古典文学大系本(岩波書店)を用いた。

諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店)は省略して『大漢和』と記した。『文選』の注と本文は中華書局本を用いた。また

『新序』は『漢魏叢書』（吉林大学出版社）を参考にした。史書と『全唐詩』『樂府詩集』は中華書局本、『芸文類聚』は中文出版、『大正新脩大藏經』五十二冊は大正新脩大藏經刊行會の本文によった。

※『懷風藻』の諸注釈の名前を省略して記した。

- ・今井舎人著『懷風藻箋註』……『箋註』
- ・釋清譚著『懷風藻新釋』（丙午出版）……釋清譚『新釈』
- ・小島憲之著『日本古典文学大系69』『懷風藻 文華秀麗集 本朝文粹』（岩波書店）……小島大系

- ・林古溪著『懷風藻新註』（パルトス社）……林『新註』
 - ・杉本行夫著『懷風藻』（弘文堂出版）……杉本『懷風藻』
 - ・江口孝夫著『懷風藻 全訳注』（講談社）……江口『懷風藻』
 - ・辰巳正明著『懷風藻全訳注』（笠間書院）……辰巳『全訳注』
- ※本稿の資料に關しては中央研究院の「漢籍全文資料庫」及び故宮「寒泉」古典文獻全文檢索資料庫」の檢索結果を参考にさせていた。

※『文選』の解釈で注にあげない引用は全て新釈漢文大系『文選』（明治書院）を用いた。

- (1) 川勝義雄氏著『魏晉南北朝』（講談社）
- (2) 中林史朗著『中国中世四川地方史論集』（勉誠出版）
- (3) 工藤隆・岡部隆志『中国雲南省歌垣調査全記録1998』（大修館書店）に詳しい。
- (4) 魏都賦の指摘『契沖『万葉代匠記』（岩波書店）より、近くは居駒永幸『日本古代の歌垣―「歌垣」「歌場」「耀歌」とその歌―』の歌の起源を探る『歌垣』（三弥井書店）など。
- (5) 字書の他、『毛詩』注に「佻」字の説明としてある。
- (6) 吉川忠夫訓注『後漢書』（岩波書店）。

(7) 渡邊義浩・岡本秀夫・池田雅典編『全訳後漢書』（汲古書院）は「巴俞の耀り歌ふ者とは、巴俞鼓員のこと、巴俞とは蜀と湖北の渝水地方をいう」とする。

(8) 曹咏梅『耀歌と歌垣―東アジアの歌掛け文化』『歌垣と東アジアの古代歌謡』（笠間書院）

(9) 注(8)に同じ

(10) 辰巳正明『詩靈論―人はなぜ詩に感動するのか』（笠間書院 参考